

令和7年第1回北竜町議会臨時会

令和 7年 1月21日（火曜日）

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第 1号 町長、副町長、教育長の給与に関する条例の一部改正について
- 第 6 議案第 2号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 7 発議第 1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 第 8 議案第 3号 北竜町第2号会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正について
- 第 9 議案第 4号 北竜町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第10 議案第 5号 令和6年度北竜町一般会計補正予算（第7号）について
- 第11 議案第 6号 令和6年度北竜町立診療所事業特別会計補正予算（第5号）について
- 第12 議案第 7号 令和6年度北竜町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 第13 議案第 8号 令和6年度北竜町特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第5号）について
- 第14 議案第 9号 令和6年度北竜町農業集落排水事業及び個別排水処理事業会計補正予算（第3号）について
- 第15 議案第10号 令和6年度北竜町簡易水道事業会計補正予算（第4号）について

○出席議員（8名）

- | | |
|----------|----------|
| 1番 沖野学君 | 2番 林佳子君 |
| 3番 寺垣信晃君 | 4番 佐藤稔君 |
| 5番 木村和雄君 | 6番 澤田正人君 |
| 7番 尾崎圭子君 | 8番 中村尚一君 |

○欠席議員（0名）

○出席説明員

- | | |
|-----|--------|
| 町長 | 佐々木康宏君 |
| 副町長 | 奥田正章君 |

教 育 長	田 中 佳 樹 君
總 合 政 策 官	高 橋 克 嘉 君
兼 總 務 課 長	川 本 弥 生 君
企 画 振 興 課 長	細 川 直 洋 君
住 民 課 長	川 田 昌 宏 君
建 設 課 長	北 清 広 恵 君
会 計 管 理 者	南 波 肇 君
兼 出 納 室 長	産 業 課 長
教 育 課 長	農 業 委 員 会 長
産 業 課 長	事 務 局 長
農 業 委 員 会 長	経 済 ひ ま わ り
事 務 局 長	推 進 室 長
経 済 ひ ま わ り	永 楽 園 長
推 進 室 長	住 民 課 参 事
永 楽 園 長	代 表 監 査 委 員
住 民 課 参 事	農 業 委 員 会 会 長
代 表 監 査 委 員	
農 業 委 員 会 会 長	

○出席事務局職員

事 務 局 長	高 橋 淳 君
書 記	藤 田 奈 都 希 君

◎開会の宣告

○議長（中村尚一君） おはようございます。ただいま出席している議員は、8名であります。定足数に達しておりますので、令和7年第1回北竜町議会臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（中村尚一君） 直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中村尚一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により議長において、3番、寺垣議員及び4番、佐藤議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（中村尚一君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本臨時会の会期は、本日1日間にいたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
○議長（中村尚一君） 異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日間に決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（中村尚一君） 日程第3、諸般の報告を行います。
本臨時会に提出された案件は、議案10件、発議1件であります。
次に、本臨時会に説明員として、佐々木町長、奥田副町長、田中教育長、高橋克嘉総合政策官兼総務課長、川本企画振興課長、細川住民課長、川田建設課長、北清会計管理者兼出納室長、南波教育課長、続木産業課長、井口経済ひまわり推進室長、長谷育男農業委員会事務局長、東海林永楽園園長、森能則住民課参事が出席いたします。
本会議の書記として、高橋淳局長、藤田書記を配します。
議長会務報告につきましては、お手元に配付してありますので、お目通しのうえ、ご了承賜りたいと存じます。以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長（中村尚一君） 日程第4、行政報告を行います。町長。
○町長（佐々木康宏君） 令和7年第1回臨時会にあたり行政報告を行います。
総務課の関係です。令和6年度普通交付税の再算定結果について。
国の令和6年度補正予算(第1号)が成立したことに伴い、令和6年度普通交付税の再算定が行われ、北竜町の普通交付税決定額は16億7,984万4千円となり、当初算定額と比べ

て3,576万円、2.2%の増となったところであります。

増加の主な要因としては、1点目として基準財政需要額の算定において、国の補正予算への対応として、地方団体が、経済対策の事業を円滑に実施するために必要な経費を算定するため、臨時経済対策費が創設され1,330万円が皆増したこと、2点目として、地方公務員の給与改定に必要となる経費を算定するため、給与改定費が創設され1,318万7千円が皆増したこと、3点目、令和7年度及び令和8年度の臨時財政対策債を償還するための基金設立に要する経費を算定するため、臨時財政対策債償還基金費が創設され、798万8千円が皆増したことによるものであります。

当初算定額と今回の決定額との差額分を補正予算に計上しておりますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

続いて、企画課、住民課、産業課、永楽園に関わることでございます。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金について。

国は、昨年11月22日に国民の安全・安心と持続的な成長に向けた総合経済対策において、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金については、低所得世帯支援枠を追加的に拡大するとともに、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するため、重点支援地方交付金を追加するとの閣議決定がなされました。

限度額が示されていない状況でありましたが、早急に物価高騰の影響を受けている生活者や事業者の支援を行うため、12月定例会の追加議案として地域振興券発行事業費に係る補正予算を計上したところであります。その後、12月19日に低所得世帯支援枠分として840万円、推奨事業分として1,515万2千円の合計2,355万2千円の交付金限度額が示されました。

これにより、今回、低所得世帯支援枠として令和6年度住民税非課税世帯に対し1世帯当たり3万円、住民税非課税世帯の18歳以下の児童に対し1人当たり2万円を支給するための関係事業費と推奨事業分として、2回目となる町民1人当たり5千円分の地域振興券の発行事業費、永楽園の食材負担軽減事業費を交付金充当事業とし、その他に昨今の物価高騰の影響を受ける低所得世帯等への支援として、1世帯あたり灯油5千円、電気・ガス4千円を既存の福祉灯油等購入助成事業に上乘せする灯油等購入支援事業費を補正予算として計上いたしましたので、よろしくご審議いただきますようお願いを申し上げます。

以上、行政報告といたします。

○議長（中村尚一君） 以上で、行政報告を終わります。

◎日程第5 議案第 1号

○議長（中村尚一君） 日程第5、議案第1号、町長、副町長、教育長の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。理事者より提案理由の説明を願います。

○副町長（奥田正章君）

（説明、記載省略）

○議長（中村尚一君） 提案理由の説明が終わりました。議案第1号について質疑があれば発言願います。

質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(中村尚一君) 討論を終わります。採決をいたします。

議案第1号、原案どおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長(中村尚一君) 全員挙手です。

議案第1号、町長、副町長、教育長の給与に関する条例の一部改正については原案どおり可決されました。

◎日程第6 議案第2号

○議長(中村尚一君) 日程第6、議案第2号、職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を願います。

○副町長(奥田正章君)

(説明、記載省略)

○議長(中村尚一君) 提案理由の説明が終わりました。

議案第2号について、質疑があれば発言を願います。

質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(中村尚一君) 討論を終わります。採決をいたします。

議案第2号、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中村尚一君) 異議なしと認めます。

よって、議案第2号、職員の給与に関する条例の一部改正については、原案どおり可決されました。

◎日程第7 発議第1号

○議長(中村尚一君) 日程第7、発議第1号、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を願います。

○5番(木村和雄君)

(説明、記載省略)

○議長(中村尚一君) 提案理由の説明が終わりました。発議第1号について、質疑があれば発言願います。

質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(中村尚一君) 討論を終わります。採決をいたします。

発議第1号、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中村尚一君) 異議なしと認めます。

よって、発議第1号、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、原案どおり可決されました。

◎日程第8 議案第 3号

○議長(中村尚一君) 日程第8、議案第3号、北竜町第2号会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○副町長(奥田正章君)

(説明、記載省略)

○議長(中村尚一君) 提案理由の説明が終わりました。議案第3号について、質疑があれば発言をお願いします。

質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(中村尚一君) 討論を終わります。採決をいたします。

議案第3号、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中村尚一君) 異議なしと認めます。

よって、議案第3号、北竜町第2号会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正については、原案どおり可決されました。

◎日程第9 議案第 4号

○議長(中村尚一君) 日程第9、議案第4号、北竜町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

○副町長(奥田正章君)

(説明、記載省略)

○議長(中村尚一君) 提案理由の説明が終わりました。議案第4号について、質疑があれば発言をお願いします。

質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(中村尚一君) 討論を終わります。採決をいたします。

議案第4号、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中村尚一君) 異議なしと認めます。

よって、議案第4号、北竜町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費

用弁償に関する条例の一部改正については、原案どおり可決されました。

◎日程第10 議案第5号ないし日程第15 議案第10号

○議長（中村尚一君） 日程についてお諮りいたします。

日程第10、議案第5号から日程第15、議案第10号まで令和6年度補正予算に係る議案でありますので、一括議題といたしたと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中村尚一君） 異議なしと認めます。

よって、日程第10、議案第5号、令和6年度北竜町一般会計補正予算（第7号）について、日程第11、議案第6号、令和6年度北竜町立診療所事業特別会計補正予算（第5号）について、日程第12、議案第7号、令和6年度北竜町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、日程第13、議案第8号、令和6年度北竜町特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第5号）について、日程第14、議案第9号、令和6年度北竜町農業集落排水事業及び個別排水処理事業会計補正予算（第3号）について、日程第15、議案第10号、令和6年度北竜町簡易水道事業会計補正予算（第4号）について、以上6件一括議題といたします。理事者より順次提案理由の説明を願います。

○副町長（奥田正章君）

（説明、記載省略）

○高橋総合政策官（高橋克嘉君）

（説明、記載省略）

○細川住民課長（細川直洋君）

（説明、記載省略）

○森住民課参事（森儀則君）

（説明、記載省略）

○東海林永楽園園長（東海林孝行君）

（説明、記載省略）

○川田建設課長（川田昌宏君）

（説明、記載省略）

○議長（中村尚一君） 議案第5号から議案第10号まで提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

議案第5号について質疑があれば発言を願います。

質疑を終わります。これから討論を行います討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中村尚一君） 討論を終わります。

議案第6号について質疑があれば発言を願います。

質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中村尚一君） 討論を終わります。

議案第7号について質疑があれば発言を願います。

質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(中村尚一君) 討論を終わります。

議案第8号について質疑があれば発言を願います。

質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(中村尚一君) 討論を終わります。

議案第9号について質疑があれば発言願います。

質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(中村尚一君) 討論を終わります。

議案第10号について質疑があれば発言願います。

質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(中村尚一君) 採決をいたします。

議案第5号、原案どおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長(中村尚一君) 全員挙手です。したがって議案第5号、令和6年度北竜町一般会計補正予算(第7号)については、原案どおり可決されました。

議案第6号、原案どおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長(中村尚一君) 全員挙手です。したがって議案第6号、令和6年度北竜町立診療所特別会計補正予算(第5号)については、原案どおり可決されました。

議案第7号、原案どおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長(中村尚一君) 全員挙手です。したがって議案第7号、令和6年度北竜町介護保険特別会計補正予算(第2号)については、原案どおり可決されました。

議案第8号、原案どおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長(中村尚一君) 全員挙手です。したがって議案第8号、令和6年度北竜町特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算(第5号)については、原案どおり可決されました。

議案第9号、原案どおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長(中村尚一君) 全員挙手です。したがって議案第9号、令和6年度北竜町農業集落排水事業及び個別排水処理事業会計補正予算(第3号)については、原案どおり可決されました。

議案第10号、原案どおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長(中村尚一君) 全員挙手です。したがって議案第10号、令和6年度北竜町簡易水道

事業会計補正予算（第4号）については、原案どおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（中村尚一君） 本臨時会の会議に付された案件は全て終了いたしました。

これで、令和7年第1回北竜町議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午前 10時28分

この会議録の次第は、書記藤田奈都希が記載したものであるが、その内容が正確であることを証明する。地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員